

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成24年5月10日

時 間：午前10時00分

大槻町公民館大槻分室

開 議 午前10時

出席議員（14名）

議長	宮本皓一君	1番	山本育男君
2番	早川恒久君	3番	遠藤一善君
4番	安藤正純君	5番	宇佐神幸一君
6番	渡辺光夫君	7番	渡辺英博君
8番	高野泰君	9番	黒沢英男君
10番	高橋実君	11番	渡辺三男君
12番	塚野芳美君	13番	三瓶一郎君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	遠藤勝也
副町長	田中司郎
教育長	庄野富士男
会計管理者	遠藤博美
参事兼総務課長	滝沢一美
企画課長	横須賀幸一
産業振興課長兼農業委員会長	三瓶保重

参 健康福祉課 長	渡 辺 清 治
参 事 兼 生活環境課 長	緑 川 富 男
税 務 課 長	阿 久 津 守 雄
教育総務課 長	猪 狩 隆
生涯学習課 長	高 野 善 男
総務課 主幹 長 補 佐	菅 野 利 行
都市整備課 長 佐	竹 原 信 也
生活環境課 主幹 兼 課 長 補 佐	渡 辺 弘 道

職務のための出席者

事 務 局 長	角	政 実
事務局庶務係長	原	田 徳 仁

付議案件

- 1 区域の見直しに係る懸案事項について
- 2 その他

開 会 (午前10時00分)

○議長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。

出席議員は全員であります。欠席議員なし。

説明のための出席者は災害対策本部長である町長、そして副町長、教育長、災害対策本部各班長であります。

職務のための出席者は、議会事務局長、同庶務係長であります。

お諮りいたします。この会議は、公開にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認め、公開にすることに決します。

暫時休議をいたします。

休 議 (午前10時01分)

再 開 (午前10時01分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開いたします。

ここで、災害対策本部長である町長よりあいさつを兼ねまして、全員協議会招集理由の説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、朝早くからお集まりいただき、まことにありがとうございます。本日の全員協議会の案件は、区域見直しにかかる懸案事項についてであります。

ご存じのとおり現在我が町は3つの区域に見直されようとしておりますが、賠償については中間指針第2次追補において、区域ごとに財物を初め、精神的損害についての取り扱いが異なる指針が示され、今後の復興に向けた施策への取り組みや住民との合意形成、生活再建において大きな障害となっております。また、あわせて警戒区域の解除も行われようとしており、この点においても町民は大きな不安を抱いております。このためこれまで議員各位にも全員協議会等で報告なり、ご説明し

てまいったとおり、町としては双葉地方町村と国との意見交換会や昨日も平野復興大臣との協議を行ったところですが、あらゆる機会を通じて国、県に対して慎重な区域の見直しと公平な賠償の実施を要請、要望を行っております。しかしながら、国においてはいまだに確固とした方針が定まっておらず、現時点ではなかなか協議が進展しているとは言えず、先行き不透明な状況となっております。そのため本日は、これまでの状況を確認し、情報を共有することにより、今後議会と執行部が一体となり、要望、要請活動等を展開し、山積する課題、問題を開いてまいる機会にいたしたいと考えておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

なお、これまでの内容及び現状等につきましては、この後担当課長より説明させていただきます。

以上をもって全員協議会招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） それでは、早速付議事件に入ります。

付議事件1、区域の見直しに係る懸案事項についての件を議題といたします。

町長より説明を求めます。

○町長（遠藤勝也君） 課長。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） おはようございます。では、私より皆様に配付しております資料についてご説明をさせていただきます。

説明の前に資料の確認をお願いしたいと思います。皆様に配付しております資料、クリップどめになっております資料1、富岡町全体の航空機モニタリングの線量の分布図でございます。それから資料2、避難指示区域の見直しについて、それから資料3、意見交換用メモ、それから資料4、双葉地方としての主な課題の回答について、それから資料のナンバーは入っておりませんが、一番最後に避難指示区域再編に関する方針（案）、以上でございます。資料の配付漏れなどはございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） なければ資料に基づきまして順次説明をさ

せていただきます。

まず、資料1をごらんください。これは、平成24年2月の航空機モニタリング結果をもとに、平成24年3月31日時点の線量をあらわしたものでございます。コピーの関係上、ちょっと色がまばらになっているところがありますが、大きなとらえ方で赤、黄色、緑ということのとらえ方をしていただければありがたいと思います。まず、赤色でございますが、年間積算線量が50ミリシーベルト以上100ミリシーベルト以下の箇所でございます。黄色が年間積算線量20ミリシーベルト以上50ミリシーベルト以下の箇所でございます。それから、緑色が年間積算線量10ミリシーベルト以上20ミリシーベルト以下の箇所でございます。この航空機モニタリングの結果をもとに先ほど町長からもあいさつの中でありましたが、国といろいろと避難指示区域再編について意見交換をしているところでございますが、町として区域再編に伴う財物賠償の基準に格差があるということから、全区域同等な賠償を今現在も求めているところでございます。

続きまして、資料2をごらんください。この資料1の結果によりまして、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第2次追補をまとめたものでございます。

まず、帰宅困難区域でございますが、先ほど資料1で説明をさせていただきました主に赤い地域が帰宅困難区域になる予定地域となっております。その線引きについては、字界とか、道路とか、そういうもので決定されると思いますが、その線引きについてはまだ決まっておりません。おおむねこういう赤い地域がその帰還困難区域になる予定でございます。この帰還困難区域の不動産に係る財物につきましては、事故直前の価値を基準として100%減少したものとして全損するというふうな賠償基準がなされております。また、精神的損害については、5年以上帰還できない状態が続くということで、長期にわたって帰還できないことによる損害額を一括して5年分600万円を請求することができることとなっております。

続きまして、居住制限区域と避難指示区域についてご説明を申し上げます。まず、不動産に係る財物の価値につきましては、避難指示解除までの期間等を考慮して、事故発生直前の価値を基準として、その価値減少分を賠償する。それから、精神的損害については、避難指示解除準備区域については、これまで同様1人月額10万円、

居住制限区域につきましては、1人月額10万円を目安としておおむね2年分としてまとめて1人240万円の請求ができるようになっております。それぞれ居住制限区域については、先ほど資料1でご説明申し上げました主に黄色い地域が予定されております。また、避難指示解除準備地域については緑色の地区が一応該当されると思っております。

続きまして、資料3をごらんください。この資料は避難指示区域再編に伴う国との意見交換用メモでございますが、先ほど説明した内容と変わりませんので、説明は省略させていただきます。

この2枚目をごらんいただきたいと思います。先ほど説明しました居住制限区域、避難指示解除準備区域の財物補償の考え方をグラフにあらわしたものでございます。帰宅困難区域の場合には、財物補償を全損という扱いになっておりますが、ほかの2つについては減損分という形でとらえております。その減損分の考え方につきましては、例えば居住制限区域の2年後、この部分で当初支払いをされて、その後数年後解除された場合には、その当初支払ったところから解除までの期間をさらに追加支払いをする。それから、5年後までに解除がされない場合には、帰宅困難区域と同等に全損扱いするというような考え方をまとめたものでございます。

それから、資料4でございますが、これにつきましては、双葉地方町村会が平野復興大臣あてにあてた双葉地方としての主な課題の回答でございます。この中にも今区域再編に伴う賠償についてのことも16ページに記載されておりますが、いろいろなものが双葉地方町村会として問題提起して、その回答でございますので、後ほどご一読いただければと思います。

それから、資料のナンバーにはありませんが、最後に避難指示区域再編に関する方針案として、これまで町と国がいろいろ協議をして、町としてこういうふうにしたいという部分を記載したものが入っております。これについては、後ほど町長のほうから説明させていただきます。

資料についての説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより議員の皆さんからご意見を賜りたいと思います。ありませんか。

町長。

○町長（遠藤勝也君） この賠償については、一貫して私ども町としての独自な要望を展開してまいりましたし、あるいはいろいろ今までの主な会議でも一貫して私はこの賠償の問題一律譲渡についての考え方はそこで必ず要望してまいりました。3月8日、3月14日、これ2日にわたって単独で関係大臣あるいは野田総理大臣に要望を申し上げ、さらには3月10日の国と知事、8カ町村とのこの要望の中でもそれぞれの担当大臣のほうに私の考え方を述べさせていただいております。さらにまた、4月22日復興再生協議会、これは第5回目でございますが、このときには枝野経産大臣、それから平野復興大臣、細野環境大臣の8カ町村長あるいは知事も入りました。さらには、関係の経済関係とか、農業団体とか入っていますが、このときも賠償について私なりにその要望をしました。

さらに、その後同じ日でございますが、8カ町村長と3大臣との意見交換の中でもございますが、そのときにも3月10日にも要望したこの9項目、いわゆるこれは資料第4に値します。この内容が4月22日の8カ町村長の会議のときに回答書をいただいたわけですが、これは全く国のほうからの説明なしにこれを回答書として配付されたままあります。その中で、私はこの問題は中身を見ますと、まさに抽象的で具体性がないと。しかも、この内容について説明も我々に協議もなくして、いきなり中間貯蔵の説明に入ったということに対して、大変厳しく私はこれについては追及をいたしました。その中で、まずこういう問題を解決する前に、賠償というものが最前提条件だと、それが解決する前にこの問題を議論する段階ではないということでございます。これは、翌日の新聞にも各町村長のコメントが出ていましたが、これが私のほうから厳しく追及した経過がございます。

さらには、昨日5月9日平野復興大臣と吉田泉災害対策本部長ほか関係の省庁の職員との協議を約2時間15分ほどございましたが、当然それは賠償を中心とした協議に推移しましたけれども、これについてはいろいろと問題提起をしながら、こうした平行線に終わりました。ただ、かなり今までよりは若干の国のほうの考え方が今後の実態に合わせてよく精査しながら今後検討していくという、ちょっと若干のニュアンスを含めたコメントに変わったことは事実です。きょうの新聞もごらんに

なつたらそのとおりでございます。その中で、加えていわゆる仮の町の問題についての国からのいわゆる考え方、今後8カ町村との考え方をすり合わせしながら、仮の町の考え方についての確認作業ということでございました。そういう中でのきのうまでの推移を報告をさせてございます。今回冒頭のあいさつにも申し上げましたが、とにかく私ども執行部、災害対策本部の問題だけでなく、これは本当に重い重大な問題でありまして、これは町民、そして議会すべてがこの問題を共有しながらここで町民の代表である議会の皆さん方に相談をしながら、今後この意見書という形の中での、意見書イコール要望書にもなるわけですが、我々の富岡町としての意思決定というのですか、機関決定として、議会の皆さんとすり合わせしながら、このお渡ししています避難指示区域再編に関する方針（案）という考え方で、ひとつこの問題について皆さんのご指導をいただきながら、今後富岡町議会、執行部ともどもまさに一枚岩で、一体感の中で国に要望活動を展開していきたいということを目的として、きょう全員協議会を私のほうの考え方で、もちろん議長にも相談しましたが、開催したところでございますので、どうか忌憚のない皆さんのご意見をいただきながら、ひとつ集約していきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

以上であります。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。皆さんからご意見を承りたいと思います。

12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） まず資料1の部分で、全部一遍にはちょっとまだ目が通しきれないで。資料1の部分なのですけれども、ここで言っているのは、1つのは線量、20ミリ超えとか、50ミリ超えとか、これはいつ時点での線量を基準にして考えているのか。

それから、もう一つはこの5年間というものが一つの算定の基礎になるわけですけれども、5年というのは平成23年の3月11日から起算して5年という意味なのか、どこから5年というのか、その2点をちょっと確認しておきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） まず、航空機モニタリングの結果でございますが、これはことしの2月に実施した航空機モニタリングの結果を3月31日時点に修正してあらわしたものでございます。

それから、2点目の5年という形は、ことしの4月から5年間というようなことであります。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 線量の話違う、そういうことを聞いているのではないです。この図面はそうでしょうけれども、そうではなくて、ですから賠償を考えるときに、結局区域を見直すわけですけれども、それはまだ決まっていないにしても、この20ミリ以上とか、50ミリ以上とかということをこれ基準にするわけです。それは、ですからいつの時点の線量か。今時点の線量なのか、去年なのか、この先なのか、どの時点でこの20ミリを超える超えない、50ミリを超える超えないということを基準にするのか。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 今ここに示している3月31日、要は4月1日からということで考えていただいて結構でございます。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） そうしますと、これはアバウトな図面ですけれども、もっと詳細なデータは執行部はお持ちなのですか。これ非常に大事なことになりますので、4月1日時点では富岡町はどの部分が20ミリ超えで、どの部分が50ミリ超えなのかというのをはっきりしないと、後でこれいろいろと問題になります、そこが線引きされるわけですから。ですから、詳しいもっと正確な詳細なデータを持って.....

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） これ以外は持っておりません。これが国から示されている資料でありまして、そのほかにいわゆる100メートルメッシュのいわゆるサーベイ、あるいはそれなりのモニタリング、自走、地上1メートルの。これは、我々のほう

には示しはありました。ただ、あくまでもこの航空のモニタリング、これ地上300メートルの航空モニタリング、これを基本にする。これが一番精度が高いということでございまして、地上の100メートルメッシュでも、道路の舗装あたりは20%ぐらい低いみたい、だからそういうものでメッシュ組んでもなかなか精度が低いということで、これも随分私どもも担当の審議官、その他と詰めたのですが、何回か宿題を出して持ち帰って、さらにまた説明を受けましたけれども、やはりこのデータで各双葉郡内の町村、さらにはほかの郡外のほうもこれですべて区域の見直しやっているということです。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 先ほど町長の話の中にもありましたけれども、賠償等に関して具体的な数字を含めた案が示されていない。何となく抽象的なものを国のほうも出してきているようですけれども、それがわからないところなのですが、ただ線引きを今ですから我々が認めるわけというか、区域外ですか、それを今認めるわけにいかないわけです、賠償の具体的なあれが示されないから。そうすると、ちょっと痛しかゆなのですけれども、今のお話のですから線引きがでは字界でやるのか、道路でやるのか、川でやるのか、この辺も実は決まっていないのですけれども、でもそれをやろうとすると早く区域外させると。でも、その前に早く賠償の具体的な数字を挙げろということなので、もう少しですから突っ込んだ正確な資料がないと難しいです、これ判断が。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 全くそのとおりで、我々がこういう資料だけで3区分しろといつても、これだけの人口密集地域です、夜の森の場合は。北、南何丁目まで全部これ見ると。だから、これが賠償にこういう密集地帯に差異が生ずると、これは大変な混乱を招くというのは当然の話です。不可能です。線引きは不可能。ですから、賠償を一律平等にしないと、我々はこれについては対応できませんよということを私一貫して今まで言ってきたわけです。ほかの町村は、例えば浪江の場合は、このような人口密集地帯でなくて、どうしても山間のほうなのです。僻地のほうなのです。だから、結構その辺については区域の線引きはしやすいですし、南相馬の

場合も今回解除しました。警戒区域も解除して、そして区分もスムーズにいったようです。それは、帰還困難区域は1軒しかない。1軒しかないからできるわけです。ところが、富岡町は一番厳しいし、複雑な状況で、条件なのです。だから、私どもでは対応できないので、これはもう平等、いわゆる財物補償、賠償も平等に取り扱わないと、区域の見直しもできないし、区域の見直ししないと、結局は除染もできないわけです。そういうのです。これご理解ください。

それから、これが区域の見直しはあくまでも字界とか、あるいはそういう区域についてはコミュニティーを阻害できないような状況で、非常に柔軟な対応ができるのです、これは。我々の考え方は、国のほうでもかなり柔軟に対応できます。ただ、それにしてもこのように密集地帯で線引きされたら、差異ができたら隣と隣が大混乱で裁判問題になりますから、そういうことを考えると、これはまず前提条件は平等にしなければならぬということ、富岡町だけなのです、こういう厳しい状況は。それで、一貫して今まで私どもは国と対峙しているわけです。そのために皆さんと情報、問題共有して、どうか皆さんのご協力とご支援をいただきながら、今後国に一生懸命これ戦っていかなければならない、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 線引きの件はわかりましたけれども、町長先ほどことしの4月1日から起算して5年と、これは不合理だと思います。あくまでも災害が発生したのは去年の3月11日です。ですから、これは起算日なんか1年もズレてというのは、私は不合理だと思うのですが、町長はいかがお考えですか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） これもきのう復興大臣とやり合ったのです。同じ考え方で指摘しました。そうしたらあくまでも賠償紛争審査会のいわゆる追補は4月の16日に出たのです。それからの5年ということの、この紛争審査会の指針に基づいての5年となっているものだから、そういうことで国のほうで説明してあります。ただ、我々は3.11を基準にすべきではないかと。強くこれについては指摘しました。

それから、あくまでも紛争審査会の指針を基準ということで、5年ということを

決めているわけですから、ですからその辺は考え方はご不満はわかります。私どももきのうはそれをしっかりと申し上げましたので。この方針案の中の2番に書いてあります。23年3月31日を基準日としてというふうに書いてありますから、うちのほうの考え方として。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） 町長くどくなつて申しわけないですけれども、やっぱり審査会はどうせ文科省がつくった審査会です。そこが東京にいて、それで中間指針を出したのが4月だからということではなくて、我々被災者としてみれば、あくまでも3.11です。ですから、やはりそこを強く今後とも踏襲してほしいのですけれども。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） ですから、この5項目の中に2番目に挙げてあるのが今塙野議員が言っているとおりでございます。私どももこの賠償紛争審査会、これは文部科学省所管で事務局置いているのですが、私もこれ平野博文大臣に直接申し上げましたし、とにかくこの委員の方は現地に一回も入っていないのです。東京で机上の議論でこういう指針を決めているわけです。ただ、1回郡山に来てやりました、これまで。我々ももちろん出席してかなり厳しい意見を出しましたが、あれが最初で最後なのです。今回も何で現場見ないのだということを私要望申し上げました。きのうも申し上げたのです、これ。委員そのものが現地を見てくれと。そういう状況の中でのいろいろな不満は当然皆さんと同じです。しっかりと申し上げていますが、これをこの要望書の中に入っていますので、どうかそのときについてはよろしく行動をともにさせていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 皆さん、避難指示区域再編に係る方針という案が町のほうから提出されています。この中で、町は一貫して帰還困難区域も解除準備にあっても、一律の賠償ということを申し上げておりますから、その辺を踏まえてご議論願いたいと思います。

6番、渡辺光夫君。

○6番（渡辺光夫君） 冒頭のあいさつで、本部長あいさつが今日までの状況を相互理解する旨のあいさつがありました。その中において、災害対策本部会議決定事

項というのが示されております。富岡町は警戒区域を解除せず、町内一律の財物賠償を求め、実現するまでは区域編成の見直しは応じないということで、先ほども町長もまた申しておりました。そのとおりでありますし、それに決定していただいて、今いろいろ資料ありますけれども、先ほども12番議員からもありましたが、細かいことはこれ多分私たちも想定するようなものはないと思いますので、ぜひ今までの町長、本部長がおっしゃっている一枚岩でやっていくということをぜひお願いしたいというふうに思います。

○議長（宮本皓一君） 答弁は。

○6番（渡辺光夫君） 結構です。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 2点ほど確認します。

町内全域一律補償ということで、当然そうだと思うのですが、財物の補償は何を基準としてやるのか。例えば固定資産評価額とか、路線価格とか、いろいろ土地の場合は出てくるのかなと思うのです。今まで公共事業で何か道路ぶつかったとか、何かやるというときに路線価格あたりを適用して賠償しているのかなと思うのですが、買い上げとか、そういうことをしているのかなと思うのですが、そういう考え方でやるのか、固定資産評価をベースにされれば、本当にスズメの涙になってしまふ部分もかなりあるのかなと思いますので、町民が心配しているのは、その辺一番心配していますので、町としてはどういうふうに考えているか。

あと精神的な迷惑料、帰宅困難に関しては5年間前払いで600万円ということです出ていますが、その辺も一律で私いくのかなと思っていたのですが、これを見ると違うのです。居住制限区域と解除準備区域だとずっと下がっていってしまいますので、その辺もやっぱり今基準日を先ほど12番さんが言ったように、23年の3月11日を基準にすれば、もう1年過ぎているわけですから、このままやっていくと解除準備区域だって二、三年は黙って帰れなくなりますので、これ精神的な賠償も一律でやっていかないとまずいのかなと思うのです。

あと1つは、避難指示解除区域に例えば設定された地区が出てきたとしても、若い人们は小さな子供がいる人们は、もう3.11以前に戻さないと戻らないよと。

だから、土地もうちも全部買い取ってくださいよという人が大半なのです。そういう人の取り扱いをどうするか、一番問題なのかなと思うのです。私前から言っているように、そういう人は一人一人の意見をしっかり町が聞いて、それで当然買い取り要望している人の分は買い取っていただくようなことを町が率先してやっぱり電力さんなり、国なりに言つていかないと、若い人々は本当にローン抱えて今必死になって働いていますから、だからその辺をどうお考えなのか、お聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 1番目の財物の補償の基準でございます。これについては、国からは今何も示されていない状況でございますが、きのうの意見交換の中でも、いろいろそういうもの、先ほどいろいろな話が出ましたけれども、当然町としては、強制的に出されたという部分がありますから、一般的なそういうふうな補償のあり方ではなくて、いろいろやっぱり考えていかなければならない部分があります。そういう部分も含めまして、町としては新聞等でも報道されているように、新築扱いとかということも新聞でも出ました。それから、ここの指針の中では3.11直前の評価額をベースにというようなことも出ています。今議員がおっしゃつたように、評価額のベースでは当然今の建物は建たないという状況もございますから、町としては全く同じような考え方で、個々の方針の中にもあるように、まず一番高い部分の新築のうちという形の要望を考えております。これについては、今後国の方もどういうふうな基準を出してくるか、どういうふうな妥協点が出てくるかわかりませんけれども、今現在は町としてはそういうふうな新築というふうなものへの要望を考えていきたいというふうに思っています。

それから、精神的補償についても、全く同じような考え方で、個々の方針の中にも全区域差別なく帰還困難区域と同じくやってくださいよということで、今言ったように同じような考え方のものとに方針という形で入れさせていただいているので、これについては全く同じような考え方でございます。

それから、3点目の解除準備区域についての若い人が状況によって戻らないと、そういうことも当然考えられますので、そういう人のためにも町として町内全域の要は建物、財物の全損補償ということをやっぱり考えていかなければならないとい

うことで、これは一番最初町長からも言っているように、全損扱いの一律の補償ということで考えておりますので、議員がおっしゃっているような形のものにはある程度同じような考え方かなというふうに思っています。これに向けて町としては進んでいきたいと思っております。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 町としての考え方ということで、明確な回答をいただきましたので、私も全くそのとおりなのかなと思いますので、今後本当に町のほうでは町長初め、国の大臣さんたちとかなりそういうすり合わせの機関があると思いますので、そういう部分で本当に町の強い要望、要求を打ち出していただきたいと思います。わかりました。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 補足しますが、きのうの平野復興大臣とのやりとりの中で、この問題、いわゆる家屋とか、そういう財物についての補償はダムの水没家屋の移転補償と相通ずるところがある。ですから、そういうものもやっぱり参考にしたらどうかなという持論を言わっていましたから、だからかなり前向きには考えているというふうに思っています。当然今課長から話がありましたが、一貫してこれは解除準備区域であろうとも、現状は全く帰還困難区域と同じなのです。土地の評価も同じだし、建物の損壊状況も同じなのです。だから、現状をぜひ見てくれということを申し上げてきたのですが、それで今後一律ということは、あくまでも5年が一つの基準になるわけです。我々は解除準備区域にしても、制限区域にしても、今から暫定的な仮設のインフラの復旧等々については、5年はかかるないと思いますけれども、いろいろと今後の復興、復旧については、黙って5年はかかるのです、うちの町の場合考えると。もちろん鉄道なんかもいよいよ動きは出てきました。いわゆる路線の見直しの案も出てきています。ただ、今警戒区域で線量が高いために、浜の北のほうの新地のほう今先行しています。ただ、富岡の部分についても、今後やはり調査が入って用地買収、その他今度工事というと、黙って5年かかるのです、鉄道の場合に。それから、常磐道もモデル除染今やっていますが、鉄道よりは早く供用すると思いますけれども、いずれにしても、上下水道、その他道路、橋、そ

いうもろもろの復旧を考えると、私は5年はかかる。

ですから、5年はもう同じ取り扱いとして考えてくれと、帰還困難区域と同じく5年という中でのいわゆる区域を見直しながら除染を進める、そういう方法があるべきだし、そしてまた警戒区域を縮小しないで、現状維持の中での治安対策とか、防災とか、防火対策とか、そういうものが住民に不安を与えないような中でのそういう今後の取り組みはできないものかどうか、これもきのう強く申し上げたし、今までそれを一貫して申し上げてございます。それを今ちょっと補足させていただきました。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） ありがとうございます。まさにそのとおりだと思うのです。先ほど12番さんが言ったように、23年の3月11日をベースにしていった場合には、当然もう解除準備区域であってもその程度はかかってしまうのかなと思いますので、その辺を強く今後要請していっていただきたいと思います。終わります。

○議長（宮本皓一君） 7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） 基本的に町執行部の考えに全く賛成でございますが、念のため確認でございますが、資料3です。この中に（1）の基本的な考え方、区域が異なっても結果的に解除まで要する時間が同程度の場合には、実質的な格差が生じないというふうなことが書いてありますので、現実的に例えば避難指示区域の見直しとか、これ3通りございますけれども、町全体が向こう5年間帰還宣言をしないということであれば、例えば避難解除区域のところが町の一部にあっても、それも帰還困難区域と解されて、すべて100%補償の対象になるのか、その辺確認したいと思います。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） ただいま渡辺英博議員がおっしゃったのは、過日の4月17日、松下復興副大臣といろいろ長時間にわたって議論しました。その中で、一律の考え方をある程度条件整備すれば、逆に今言われた5年間帰町宣言しない、解除しないと、そういう中での5年間という、そういう考え方も成り立つのではないのかということで、私のほうが提案しました。これについては、まだはっきりした回

答はございませんが、私どもの場合はやっぱり一律という一つの方向を条件整備するためには、このぐらいのことは我々は考えていかなければならないのかな。国のほうにそれだけは提言していましたので、これはかなり向こうにはいい参考として受けとめてもらっていると思います。あとは町民に対して、もっと早く帰りたいという人もいないわけではないので、そのときは賠償の問題がこれはもう前提条件だから、5年まで我慢してくれといえば、恐らく理解は得られるのかなと、こう思いますので、これはこれから国を入れての住民説明会ということも今後は考えなければならぬし、ここにも第5番目には案として書いてありますが、ひとつそういう考え方で、私も全く同じ考え方でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） 7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） 町長のおっしゃること、私100%わかりました。例えば避難指示解除準備区域でございますが、実質的に帰れるような線量になりましても、インフラとか、いろんなことも含めてよその地区も管理を含めてせめて帰還できるようになるには5年以上かかると思いますので、その方向も踏まえてひとつよろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 一番最初の甚だ申しわけないのですが、資料1番の先ほど説明があった、申しわけない、ここから始まりますが、資料1番のこの図面上の線引きのただ単に赤、黄色、緑というような表現で先ほど言わましたが、実際のところ一番上の大熊地区の一番北側の、これが赤なのでしょう。その次の地域のこの線が全然見当つかないのですが、どこまでが100ミリシーベルト超の150ミリ以下なのか、50から100はこれはこの線ははっきり黄色との境でわかりますが、この100ミリシーベルト超と50のこの線なのです。どの辺が境なのか、これちょっと住民にいろいろこの辺も今非常に関心の的になっていますから、これをちょっとはっきりとこの辺説明できないものかどうか、この色分けを。例えば南5丁目の下あたりからずっと上なのか、深谷にかけてのこの辺の線が色分けされているのかどうか。全く一律の色なのかどうか。これが全然見えないです、この辺の色分けが。ちょっと言っていることわかりますか。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 富岡町の場合に、今オレンジ色というか、ちょっと赤い色の部分については、50から100以下でございます。それから、その上に大熊町にちょっともっと赤い色があると思うのですけれども、それが100超え150以下の地域だと思います。ここに書いてある150超えというのは、ここの図面上の中にはちょっと入っていないと思っております。ですから、富岡町の場合には、50から100が一番高いところでございます。

○9番（黒沢英男君） わかりました。ということは、これはすべて色は同じなのですね、富岡町の場合は。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） そうです。

○9番（黒沢英男君） ピンク色というか、桃色というか、これは色は一律で薄くなっている、濃くなっているは関係ないということですね。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） これちょっとコピーの関係で、建物とか、そういうのが入っているところがちょっと濃い赤い色とか、そういうふうな形になっていますけれども、これは一律の色ととらえていただいて、今お話ししましたように、富岡町の一番ここの線量の部分に値するのは、50超え100以下というのがこのオレンジ色の部分ということで解釈をしていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） わかりました。先ほどからいろいろ町長の説明ありますし、私は基本的にこの再編に関して、この区域再編に関する方針の案に対しては、私もこれは一応賛成の意思なのですが、ただこれが長引くと、この交渉が平行線をたどって長引くと、いろいろ今度復興住宅の影響も出てくると思うのです。けさの新聞を見ますと、県内の別の地域などに設ける仮の町に行くか、避難先で新たな生活を始めるなどを尋ねる予定と、これが出てくる国の調査が終わるのが9月か、秋ぐらいの予定をしているのですが、だんだん、だんだんこの調査資料が終わるのが出てくるのが恐らく11月以降だと思うのです、国のそういう意向を聞いて、意向調査をするということが。そうすると、また今度今並行してこの土地の選定をし

ているという今から二、三週間前に議会のときに町長の説明ありましたように、これがずっと並行してやっていただかないと、これを中断したままでやっていると、また半年おくれ、また半年おくれで、いつになってもこれだけ長期化するということがわかっていて、前に進まなくなりますから、この土地の取得というか、選定に関しては、並行して進めていかれるかどうか、その辺確認しておきます。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 仮の町、うちの町の場合は災害復興住宅のミニタウンという形の中でのとらえ方なのですが、平野復興大臣も既にいわきの市長にもお会いして、用地の協力、その他要請をしてございます。さらに、福島県のほうでは副知事が行って、市長との協議をしてございます。ですから、我々はいわきのほうはいわきのほうとしてのほかの町村との垣根のない一つのそういうような仮の町という中でのお互いの関係町村長との話はできています。それから郡山については、もう既に3カ所ほど地権者の代表がこれは共有地というのですか、あるいは土地の組合というのですか、そういう方々がぜひうちの土地を利用してくださいという要望に来ています。ですから、そんな経緯をたどっていますので、並行して国、県もこの仮の町についての取り組みをしていますので、これについては私は問題ないのではないかと、こういうふうに考えています。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 仮の町構想の中の復興住宅の選定用地なのですが、恐らく泉の玉露住宅のほうからも、自治会長のほうからも何らかの方向で町のほうに打診はあったと思うのですが、非常にあそこの場合立地条件がいいということで、皆さん自治会のほうでは建てかえを望んでいる、役員会まで開いて、また自治会まで開くという予定になっているみたいなのですが、ですから非常に難しい、私もその話を聞いてちょっと難しいなと思ったのは、今現在住んでいらっしゃる、地域をどこかに少しずつ移動しながら建てかえるという方向はこれは非常に難しいなと思うのですが、その辺のことがあれだけの立地条件のいい場所というのはいわき地区はなかなかないと思うのですが、その辺の話は町のほうに入っているのかどうか、その辺のことをちょっと1点お伺いしたいと思います。

- 議長（宮本皓一君） 町長。
- 町長（遠藤勝也君） 泉玉露の情報は全く入っていません。
- 議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。
- 9番（黒沢英男君） これは、例えば今度玉露のほうで自治会を開いて、どういう決議になるかわからないのですが、その構想が。これがまとまって、それでは町のほうに一応要望するということになれば、ある程度意見を聞かれるのかどうか、その辺だけちょっと伺っておきます。
- 議長（宮本皓一君） 町長。
- 町長（遠藤勝也君） そのような動きがあるとすれば、うちのほうでもその辺の情報だけは得たいと思います。これは、あくまでも国が災害復興住宅を建設して、県が代行事業として実施するわけですので、町のほうのそういう意思というか、そういう意向については、どの程度働くかわかりませんけれども、できるだけそういう場合については、適正な土地であれば、当然そういう要望もやぶさかではないと、こういうふうに考えています。
- 議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。
- 9番（黒沢英男君） 最後に1点だけ。ありがとうございます。
- それと、恐らくこの賠償問題がある程度方向性が見定まらないと、除染の方向性も見出せないのかなと私も思うのですが、やはり自然減少というか、放射能の自然減を待っているのか、それともある程度賠償と並行して、除染の計画も進めていくのかどうか。全く除染は、それとも手をつけないのかどうか。その辺を伺っておきます。
- 議長（宮本皓一君） 町長。
- 町長（遠藤勝也君） 先ほども申し上げたとおり、区域の見直しをすることによって、除染が本格除染始まるわけですけれども、今賠償が前提条件ということで、区域見直しが今不可能な状況になっています。そのために賠償の問題は、解決することによってこれからその後の作業は非常にスムーズにいくと思っています。ですから、ここに重点的に絞って解決していくという、そういうものでございますので、ひとつご理解いただきたいと思っています。

○議長（宮本皓一君） 9番、黒沢英男君。

○9番（黒沢英男君） 非常にこの賠償問題が難しい問題、私はこの機会を逃したらこの問題は解決しないのかなというふうに考えておりますが、余り長期化すると、現在非常に年配の方が仮設住宅にでも借り上げ住宅にでも、相当高齢者が多いのです。1年というのが非常に貴重な1年になってきますから、その辺のことも見据えながら、この賠償問題等見出せるように、何かが見出せるような方向性で国、県、また県とともに国の方ほうにそういう要望をしていただきたいというふうに最後にお願いしておきます。町長のコメント。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 全く時間がありません。ただ、時間がないのは国の方であって、私どもはあくまでも町民の生命、財産、特に賠償、財物補償については、これは第一の大きな問題です。これは町民すべてが同じ共有だと思います。したがいまして、急いで我々がいろいろ交渉に臨むとかでも、相手方の誠意ある対応が出てこない限りは、時間はある程度経過してもやむを得ない、毅然たる態度で臨まなければならぬ、そういうふうに思います。その点については、町民の皆さんもご理解いただいているのかなと、こういうふうに考えています。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 先ほどの11番、12番の質問と重複してちょっと申しわけないのですけれども、ちょっと一歩突っ込んだ形で質問させてください。

町長の発言の中に、テレビとか、新聞とか、きょうも一律平等という言葉がいっぱい出てきているのですけれども、先ほどの発言で、困難区域に準じた一律平等ということは理解できたのですけれども、こういったことをやはりマスコミの前でも、富岡に関しては50ミリ以上の困難区域に乘じた一律平等でなければならないと、そういう困難区域という言葉をつけ加えた一律平等にしてほしいと。あと5年間はインフラ整備とか、こういったことを考えた場合に、5年は帰れないと。これ準備区域もインフラ整備や除染とかやって、それで最低でも5年はかかるだろうと。ということであれば、年間積算放射線量が1ミリ以下になるまでまた5年、最低でも5年は帰町宣言しないよと、そういう一歩進んだ発言をしてもらいたい。あと財物補

償に関してなのですけれども、先ほど町長のほうからダムの基準という言葉が出たのですけれども、富岡においては、高速道路の用地買収、こういったものもあるのです。こういったものもどういった補償内容で行われたか、こういったところをかなり研究していただきて、それで立退料なんかも入ってくると思うのですけれども、建物だけではなくて、長年住みなれたところから立ち去ると、そういったことに関する立退料のほうもちょっと研究材料にしてもらいたいと。あとは行く行くは営業損害も入ってくると思うのですけれども、その営業損害なんかにも、やはり東京電力は漁業補償というのをやっているのです、海のほうで。20年に1回ずつやっているのですけれども、こういったものも担当課のほうでどういうふうな収入の方にどういうふうな賠償の基準を設けたか、そういうものを入手してもらって、やはり富岡は頑としてこういう条件でないとだめだよと、そういったことで強く言ってもらいたいと、これ町長からお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 1点目の私どもの考え方の発信が帰宅困難区域という文言を強くアピールしていただきたいと、これは全くそうです。今回も4番目に書いてありますが、当然こういう考え方で今まで申し上げていますので、それが結局テレビとか、そういうところにはその分がかき消されてしまっているかもわかりませんけれども、申し上げているつもりです。

それから、もちろんインフラもさっさと申し上げたとおり5年は黙っても本復旧にはかかると思います。仮設は何とか2年ぐらいで可能なのですが、あくまでも本復旧までは5年以上はかかると。それから、健康管理の問題必ず私はパッケージの中に入っています。あくまで1ミリ、年間被曝線量が1ミリを目標と言っております。当然これは、解除準備区域についても、居住制限区域についても、7月からの本格除染作業が始まったとするならば、これ1ミリまで持っていくのには、例えば解除準備区域が来年3月で終了と、果たして可能かどうか、これは問題です。さらにまた、制限区域については20から50、これは26年の3月までなのですが、これはもう不可能でしょう、1ミリ何ぼというものは。だから、その後の26年の4月以降どうするのだという問題をこの間の8カ町村長と3大臣の前でも私申し上げましたが、

これがはっきりした答えが出ていないです。これが問題です、これから。26年3月でもうあとは除染しませんよということになると、これはもう我々の1ミリという目標は達成できません。これは、これから大きな我々の今度約束を求めていかなければなりません。その後はもう自然減衰に待つしかないなんていったら、もう戻れないわけですから、その辺も含めてご理解いただきたいと思います。

それから、財物補償については、当然営業補償とか、いろいろ話ありましたが、これは強くこれから申し上げていきたいと思っています。きのうダムの移転補償という考え方大臣から話ありましたが、全くそれについてはほかの類似の例も含めてどうなのだということをしっかりとこれから求めていきたいと考えています。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 年間1ミリにこだわって、今町長から1ミリは不可能に近いと。ただ、やっぱり住民健康を考えた場合に、1ミリにならなかつたらば、新価でも買い上げてもらうと、そういう強い意思を避難している人たちに届くように頑としてそこは国に対して強調してください、町長。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） そのように努力していきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 私は、きょうの全員協議会のこの資料の説明で大方わかるのですけれども、私は野田総理が福島県の復興なくして日本の復興はないというようなことを当初所信で言われて、その後も言われたのです。私は、平野復興大臣、枝野経済大臣、細野環境大臣、現場担当、この人たちは私は細野さんとか、平野さんはよくやってくれているなど、こう思うのですけれども、枝野経済産業大臣については、東電に対しての国策でありながらあくまでも東電が悪いのだということで、東電が差し当たり8,000億円足りない、では8,000億円何とかするから東電の職員の給料を2割カットしろ、それからボーナス半額だというようなことで、これ結局今度の東電の会長の交代、社長の交代もこれ枝野経済産業大臣の主導なのです。では1兆円また追加で出そうかというようなことで、私にとっては非常に平野さんとか、細野さんは一生懸命やっているけれども、枝野さんは何か国策でありながらも、東

電いじめをしているというようなことなのです。

そうすると、今のような状態でいくと、ここで我々全員協議会でやって、いろいろ議員さんから意見が出る、町長もそれに対してのいろいろ意見出す、しかしこれ今全く国は福島県の復興に対して、どの程度真剣になっているかということは、私は目に見えてやっていないのだろうと思うのです。そうすると、これあるいは数ヶ月後与野党が逆転したときに、今我々に約束しているものが果たして添い遂げられるかどうか。私は、今町長がいろいろ答弁していますけれども、そういうものは法令、条例できちっと残していただかないと、与野党逆転だなんていったときに、細野さんだの、枝野さんだの、平野さんの意見なんか、約束なんかすっ飛んでしまうのです。今度の東電の会長の交代も、社長の交代も枝野主導でやっているわけです。それで、かわいそうなのは今度の社長もピンチヒッターだと、1年で終わりだろうというようなことが言われているわけです。だから、私はここでいろいろ富岡町の.....

○議長（宮本皓一君） 三瓶さん、要約して質問してください。

○13番（三瓶一郎君） 富岡町のことについて議論するのはいいですけれども、町長は公の場ではやっぱりそういう不信感を持ってお話をさせていただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） まず1点は、まさに野田総理は福島再生なしに日本の再生ないと申し上げたとおり、ただ私今1年2ヶ月たって感じているのは、風化しています。これが一番怖いのです。きのう私平野大臣の前で冒頭のあいさつの中に申し上げました。もうどんどん、どんどん政府、国会議員が福島のことを忘れかけてきている。一番今まで危惧したこの風化という現象が出ている。これを申し上げました。これはしっかりと、それからもう一つ、平野大臣にきのう申し上げたのは、余りにも国は強引過ぎる。力で押さえつけようとする、そういう姿勢が見えてきたと。まさにこれは官僚的な対応で、非常に恐ろしい。これで我々福島県の被災住民がいかに今不安を募るか、国が本当に誠意ある対応をしないで、機械的に押さえつけようとする姿が見えつつあるので、これについてもちょっと牽制しました。

それから、一番の問題は政権かわったらその後どうなのだ。そのためにこれは県と私ども市町村との関係で、これはもう半永久的に政権がかわろうとも、この福島の再生をするための法律をつくることをお願いしてきました。これがもう国会通過して成立しました。これが福島復興再生特別措置法なのです。ですから、完全にもう担保されていますので、その中身はすべて入っています。ハード面もソフト面も全部入っていますから、それはその資料もしなかつたら私のほうで差し上げますので、よく内容を読んでください。その辺は不安はございません。ひとつご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君）　この時計で20分まで休憩します。

休　議　　（午前11時10分）

再　開　　（午前11時20分）

○議長（宮本皓一君）　それでは、再開いたします。

先ほどに引き続き意見を賜りたいと思います。

5番、宇佐神幸一君。

○5番（宇佐神幸一君）　資料3のほうの③の住宅の中に、建物の規模に応じてのという中の修復等の費用ということで、これでは払うと書いてあるのですが、基本的な修復費用というのは、どんな形でも払うのか。ただ、一応こういう場合の制限があるというのがあるのかという1点と、あともう一つ、括弧の備考欄のほうにありますが、アンダーラインの中の相当古い家屋のという中の実態を反映してという、その実態というのがどういう実態なのか。基本的に今の双葉郡の状況が今警戒区域になっておりますので、実際その実態が把握できていない面もあると思うし、なつかつ古い家というのは価値のある家もあるわけですから、その点の価値ある家とか、そういうことではなくて、ただ古い家と決めてつけてしまうのか、その点お聞きしたいと思います。

以上。

○議長（宮本皓一君）　生活環境課長。

○参考兼生活環境課長（緑川富男君） まず、修復費用の件でございますが、町もこれまでいろいろ国との意見交換をしていますが、その詳細までについては、まだちょっと国から何も示されていない状況でございます。ただ、きのうの意見交換の中でも、リフォーム費用については、前倒しでお支払いが可能というようなことまでは聞いていますが、どういうものまでどういうふうな支払いをするというふうな詳細については、ちょっとわかりませんので、お答えしかねるので、申しわけありません。

次に、古い家の実態ということですが、実態については考え方いろいろ、固定資産税とか、そういうものでやった場合に、古いについては当然評価が低くなると、そういうことから例えば木造であれば耐用年数が25年とか、そういうふうな限られている中で、例えばそういうものを新築価格に引き戻して、補正係数を掛けるあるいは公共買収とか、そういうものになればその建物の年月というのは長くなりますので、そういうものの係数とか、そういうものを考えながら、そういうふうな実態に合わせるというのは、そうやって係数をいろいろ加味しながら、なるべくそういうふうな高くなるような形のものを考えながら二十数年古くなったからもう安くなるというような考え方でなくて、そういうふうないろんな考え方を加味しながら実態に合わせてやっていくというようなことです。

それから、古い家でも価値がある部分についてのものについては、そこまでちょっと踏み込んだ話にはなっていませんので、今後そういうものも含めて、国といろいろ意見交換をしながら見出していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 3つほどお聞きしたい点があります。

まず、ちょうど同じようなところが答えにくいものが出たので、1つ最初にそちらをちょっと質問します。今古い家という話が出たのですけれども、多分富岡町の人口を考えたときに、持ち家に住んでいる人というのがすべてではないと思うのです。特に富岡町の場合には、貸し家というか、アパートではなくて、一戸建ての建物に10年、20年、30年、40年ずっと借りて住んでいるという方もいると思うのです

けれども、そういう人たちに対する今出てきているのは、全部住宅とか、物に対するやつなのですけれども、そういう居住権に関する賠償の話が全然ないので、例えば町営住宅に40年とか、50年住んでいた人が今出ていけと言われても、ではもう一回町営住宅どこかにほかにつくっていくのかというような状態が、町営住宅だけではなくて、大家さんのほうになるのか、住んでいるところだけになるのかというところがちょっと抜けていると思うので、その辺はちょっと答えがなかなか難しいと思うのですけれども、その辺の今後ちょっといろいろ言つていっていただきたいということが1つ。

あと2つ目なのですけれども、この再編に関する方針案の5つの中があるのですけれども、この中で今財物の補償を決めなければ中間貯蔵とか、その区域の見直とか、そういうところに移らないよという話があるので、その中でちょっと言葉としてその辺が出ていないのですけれども、優先順位です。優先順位がやはり財物補償が優先順位があって、これをはっきりさせてくれなければ、その次のステップのところにはいかないよというところが文章としてあってもいいのかなということが1点。

それから、この5番の住民説明会を早急に実施するということで、多分これは国が住民説明会をしてくれということなのかなというふうにちょっと感じているのですけれども、やはり住民に対して町としても、我々も含めてだと思うのですけれども、やはり決まったことの説明会ではなくて、現状の説明会をやはり住民に対して一つ一つ説明をしていくという、そういうことも必要ではないかなというふうに強く思いますので、その3つに関してお答えをいただければと思います。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 非常に難しい点なのですが、居住権に対する賠償が何にもないということで、今町にも何も示されていません。検討ということで、家財道具等については、今1人当たり200とか、300とかというようなものが報道されておりますが、それもまだ決まっておりません。また、そういう持ち家でない方、行く場所がない。そういうものも何もないということで、先ほど安藤議員からも出ましたけれども、当然住んでいる方については、立退料とか、引越料とか、

そういうものも当然出てくるような形にはなるかと思いますけれども、まだ何も示されておりませんので、今現在の中ではちょっと答えができないので、申しわけないですけれども、その程度にしておきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 2番目のこの財物補償関係、賠償、そういうことが片づかないと次のステップにいかないということをこの文言に入れたらどうだということなのですが、これは検討します。考え方は、すべて8カ町村はこの間の4月22日3大臣の前でもこの中間貯蔵の説明ありました。そのときに大事な財物賠償の解決しないままにこの話は何だという話で、みんな一致して、新聞には各町村長のコメント出ていました。あれは、私がいきなり言ったのです。この問題片づけないうちにその話はないだろうということで、それから例のグランドデザイン、7項目を提出していますが、ここにも回答書出ています。これも全く具体性もないのです、抽象的で。この2つを取り上げて、とにかくこの賠償の問題が片づく前にこの問題は我々はもう対応できないということを一致していますので、これはここに入れなくても私は共通認識を持っているのでいいと思うのですが、そういうふうに思っています。

それから、3番目の住民説明会、これは前からもありました。どのタイミングでやればいいのか。これは、国の問題が全部決まっていない中で、国を出席させないままに国の問題の提起がたくさん出てきた場合に、我々の対応、町だけの対応はできない場合も私は非常に多々あると思う。その辺のことも考えると、どういうタイミングでこれやればいいのか。結構あちこちの集会で今盛んにやっているのです。あした、あさっては郡山の借り上げの住宅の皆さんが初めて集会を催します、土曜日です。それから、次の日曜日もございます。それから来週も結構あるのです。そういうところには、必ず集会の中で私どもは出席しながら報告あるいは質疑やっていきますけれども、ですから決して私やらないというわけではなくて、タイミングを図って、それはそれでやりたいと思っています。もう少し検討させてください。

○議長（宮本皓一君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） 1番の居住権の話に関しては、なかなか今まで出てきて

いないので、ぜひともそういうところも国なり、県なりと詰めていっていただければなというふうに思います。

最後の住民懇談会に関しては、やはり情報の共有というのが必要なのかなというふうに思いまして、決まっていることだけではなくて、現況とか、やっぱり我々も今こうやって聞いていると、少しずつ安心というか、その方向性が見えてくるので、そういう意味でもいろんな、例えば郡山でも集まっている人たちが数限られているので、できればちょっと大きな形で、何月何日ここでやりますというような形で、方部ごとにそういうのがあってもいいのかなと。情報の共有をするということで検討していただければということでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） これは、前向きに検討して実施に向けて今後考えていきた
いと思っています。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 1点だけ質問させていただきます。

資料2の中で、この中の帰還困難区域の一番右側の補償基準の中で、青字で所有権の移転については当事者間の話し合いで決定することが可能と考えられると記載されているのですけれども、賠償されたとしても、所有権は所有者にあるということで、その後当事者間の話し合いということなのですけれども、当事者間というのは所有者と国なのですか、で話し合いを個々にやるということだと思うのですけれども、これ国に所有権がいくということになると、国有地になると思うのですけれども、個々でやってばらばらにそういうことがあってどうなのかなというふうにちょっと私も考えるのですけれども、町としてはこれに関してどのように考えられているのでしょうか。

○議長（宮本皓一君） 生活環境課長。

○参事兼生活環境課長（緑川富男君） 所有権移転についての件ですが、これまで
も所有権移転については、建物とか、土地の賠償をしても、所有権を移さない方向
とか、そういうふうな形で報道されたことがあります。それについて、そういうこ

とも話し合いで解決することが可能というふうな形のものが指針の中で示されているということで、指針の中のものを書いているものでございまして、例えばそういうものに向けてどうすればそういうことが可能かどうかというのは、今後詰めていかなければならない部分だと思います。補償すれば所有権というのは、本来であれば移っていくのが本来の形です。それを移さない方法があるとすればどういう方法があるのか。例えば数%残して所有権をそのままにしていくのか、そういうものもあるので、双方の話し合いの中でそういうことも可能ですよということで、指針の中で示されているというふうなことで、まだ今後どうしていくかということは何もわかりません。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） そうしますと、何でかんで帰るつもりでいる方というのは所有権というのは渡してはいけないということですか、そういうことですよね。了解しました。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 町長今仮設に住んでいる人たちで、特に高齢者の方は大分やはり厳しい状況になってきています、心身ともに。災害復興住宅これをもう少しスピードアップして、やはりいつごろという、何月何日ではなくてもそれを示さないと、大分その辺で思い悩んでいる人がいますので、その辺の見通しについてちょっとお話を聞かせていただけますか。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） この問題は、きのうも復興大臣とも話ししたのですが、国としてはほかの町村とも一緒に意向調査をすべてまとめて、そこで何人の方がそういう希望をしているかというもののキャパをある程度裏づけをとって、それが9月ころをめどにしていると。そこから具体的に今度作業に入るというような話でございました。ですから、いたずらに想定ではなくて、現実にどのくらいの方がその集合住宅に入る方の希望があるのか、それを早く町は町で独自で今進めようとしていますが、できるだけ急いでやりたいと考えています。これは急がないと、応急仮設住宅そのものの建物の耐用年数というのは2年が今度1年延長になって3年になっ

たけれども、それが限度でしょう。だから、その前から始まらないと間に合わなくなってしまう。2年ぐらいかかるのではないか、恐らくその災害復興住宅を着工したとしても。だから、その辺も含めて急ぐようには言っていますので、知事にもこの間申し上げました。結局県が国の代行してやるのだということは、既に3月の来庁というか、役場に来たときに部長が言っていましたので、その後どうなっているのだと。なかなか県もその辺についての進捗が見られないのです。それも知事に直接申し上げたのですが、用地の確保これどうなのだと。例えば郡山の場合だったら郡山はもう自動的に3ヵ所うちの土地使ってくださいということが歓迎的にやっているのですけれども、いわきが大きな課題でありまして、いわきはいわきで県が独自で確保するとは言っているものの、まだ私のほうには情報入っていません。ただ、町独自としてはある1ヵ所、調整区域であるけれども、図面とか、その他情報いただきまして、土木部長にこの間差し上げましたけれども、だから我々も県にばかり任せているのではなくて、町は町で独自にそういう情報があればどんどん提出していく、そういう方向で今進めています。

○議長（宮本皓一君） 12番、塙野芳美君。

○12番（塙野芳美君） あらかたはわかるのですけれども、確かに仮設住宅のミスマッチングも含めて、やはり今度の災害復興住宅というのは、ミスマッチングなんかできるだけ少なくしなくてはいけないので、確かに意向調査というのは大事だと思います。今の町長の話にあったように、確かに私郡山の土地の部分はわかりませんけれども、いわきの場合仮設をつくる場所でさえも難儀しているのに、そうはいっても今も工事しているのですけれども、バイパスの近くに大熊、またやっているのです、大規模に。ないないと言いながらやれるのですけれども、それはあくまでも仮設であって、災害復興住宅であれば、やはり長いスパンを考えなくてはいけないものですから、工事の期間もある程度の年数考えなくてはいけないわけですので、やはり早目にできるだけ急いでその方向性を町民に示してほしいと思います。

○町長（遠藤勝也君） わかりました。努力します。

○議長（宮本皓一君） 11番。

○11番（渡辺三男君） ちょっと確認させてください。

資料1のこの図面でいいますと、国有林の昔の営林署の苗畑があります。深谷地区に昔の営林署の苗畑、ここなのですが、国はこの問題いろいろ補償問題とか何かに誠意を持って対応してくれているのかなとは思っているのですが、実際今鹿島建設さんがここに土場整備しているのです。多分町のほうで、行政のほうではわかっているかと思うのですが、ちょっと私も会う機会があって確認したら、50ミリ以上の地区のフェンスを設置するための資材置き場を確保しているのですよと。国のはうでは、我々の意見、行政の意見全く耳をかさないような状況で、自分たちの考え方はじゅんじゅん進んでいるのです。どうも私は納得いかないです。鹿島さんが落札して50ミリ以上のバリケード設置するために工事はじゅんじゅん進んでいるのです。だけれども、我々の補償問題はさっぱり難所にぶつかって進まないというのが現状なのですが、行政のほうではその辺はつかんでいるかと思いますので、お聞かせ願えればありがたいと思います。

あと今12番さんが言った災害復興住宅、これも当然もう年配の方々は大変先が見えないような状況で、すごく不安になっている状況があるのです。それで、国が、県がというのはもちろん私もそうだと思うのですが、やっぱりここにきて町独自でもいいからつくるよなんていう考え方持っていないと、2年、3年ではなくて、もう5年、10年の話になってしまふのかなと思うのです。それで、1つパターンとして考えられるのは、町独自で土地を探して、そこに1棟でも、2棟でもつくるくらいの意気込みでやっていかないと、いつまでたっても県が、国がといつても、前に進まないと思います、国は自分で考えていることはじゅんじゅん前に進めているのですから。我々区域見直し絶対応じない、補償決まらないうちは応じないよといつても、バリケードで締め切りの工事はじゅんじゅん進んでいっているわけですからそういうことを総体的に考えると、やっぱり町独自の予算でもつくるよという考え方持っていないと、それするにはやはり入ってくれる人かどうかが一番問題だと思いますので、それを一日も早く調査して、土地も物色して、当然町独自で私はつくるべきだと思うのですが、どうでしょう。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 1点目のこの深谷の苗畑は私初めて聞くのです。私のほう

には情報は入っていません。今までも環境省で発注しているのだろうけれども、これも大きな問題になったのだけれども、あれは新聞に出たのかな、要するに区域の見直し始まる前に警戒区域の見直しの説明も何もないままにバリケードを発注してしまったと。それで、新聞か何か出てしまって、我々8力町村長でかなり関係大臣のほうに厳しくこの問題については指摘したのです。何でこういうものを我々の相談なしにやるのだと。新聞が勝手に報道してしまったから、我々のほうではちょっとちんぶんかんぶんだったなんて随分逃げたのですが、相変わらず今の問題も私のほうに情報入っていません。ましてやモデル事業で公共施設あちこちやっているではないですか。これも情報入っていないのですから、私のほうに。それだけ問題はあります。だから、これについてはご指摘のようにしっかりと我々地元の行政のほうには連絡、情報提供、これはしっかりとするようにもう一度厳しく申し上げていきたいと思っています。

それから、災害復興住宅について町独自でやるということですけれども、問題は財源は後からついてくればもちろんそのだけれども、いわゆるほかの町村と連携してやるという、この作業がいろいろな面でシミュレーションを立てていますので、だからこれは町独自でやることは不可能ではないのです。ただ、やって財源そのものが一般財源使って、後で全然国のほうから交付されないとしたら大変なことになるので、やっぱりそれはしっかりと裏づけとってやらなければならぬ。しかし、そういう現実的な話が今出ているということについては、厳しく今度国のほうにあるいは県、県も本当にスピード感ない。全くないです。だけれども、国が、県だと、我々は上部機関のほうにかずけているような話しているわけだけれども、事実そうなのです。だから、これはもうそろそろ限界ですから、皆さんおっしゃるとおりしっかりと行動に移します。その後また機会あればその後の経過報告もさせてください。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 1点目なのですが、いろんなダンプ屋さんとか、いろんな人から情報聞くと、今現在かなりのダンプがこの土場整備するために入っているみたいです。ところが、実際鹿島の担当の監督さんとも私はちょっと話した経緯ある

のです。それで全部全貌がわかったのですが、そういう状況なものですから、ぜひ全く国は20キロ圏内の各町村さんを全くばかにしているのかなと、私はそういうふうにしかとれないのです。国の考え方は一方的に前に進んでいくし、我々の要望は全く聞かないで足踏み状態でいるということですので、最初に言ったとおりですで、ぜひその辺を強く国の機関のほうに言っていただきたい。

あと災害復興住宅に関しては、確かに財源がついてこないと大変な部分はあります、やっぱり財源、財源、一番問題は財源が出てきますので、やっぱり国が、県が言うしかないと思うのです。それだって、待っていて国が、県がやってくれる時期を待っていれば5年、10年で日の目を見れないような人がいっぱい出てくると思うのです、5年、10年かかってしまったら。そういうことも踏まえたら、自己財源でやっても決して町民のマイナスにはならないと思うのです。そのくらいのやっぱり覚悟でやって進めていかないと、私はこれから町民の安心はもたらせないと思いますので、ぜひそういうことで実行に移していただきたいと私は要望します。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 1点目についても、全くこれについてはしっかりと、近々環境大臣にも会いますから、これはしっかりと我々のほうにこの問題提起をさせていただく、約束させていただきます。

それから、2番目についてはとにかくこれについては早速行動に移しますから、県に対しての確認作業をします。こういう問題指摘が今出ていますということで、これはスピードアップするように、これもしっかりとお約束させていただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） ありがとうございます。私一番心配しているのは、広域のほうでも何回か言った経緯あるのですが、双葉が1つで、8カ町村1つになってやっているのが一番いいのかなと思うのですが、この不祥事にきて、いいときに1つになれなかつたということは、なかなか1つになるのは難しいのかなと思うのです。国が分断するような手法で説明会でも何でもやっていますから、だからその辺をよく踏まえてやっぱり今後考えていかないと前には進まないのかなと思いますの

で、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 今の11番の質問に重複します。災害復興住宅でちょっと質問というか、お願ひさせてください。

郡山とか、いわきとか、今土地を探して、そちらも結構なのですけれども、やはり長い目で見た場合に、広域町村、南双葉構想というか、町村合併そういうのを視野に入れた場合に、やはり広野とか、楢葉を徹底的に今現在線量の低いところを除染して、それでそこに富岡のリトル富岡でもいいし、災害復興住宅をつくって、できるだけ遠くに行っている人から帰してあげると。少しでも富岡の近くに戻りたい、そういうお年寄りも結構いますので、いわきも土地探しでかなり苦労しているということであれば、選択肢を広野、川内、楢葉、その辺まで北側に持ってきてもらって土地探しをやってもらったらどうかなと思うのですが、町長の考えを聞かせてください。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） 全く私もこの考え方については同じ考え方を持っています。この間国際フォーラムで私講演頼まれたとき、合併論をぶち上げました。かなりこれについては反響があったのですが、それは決して単なる思いつきではありません。今後の双葉郡全体を考えると、やっぱり高線量区域、あるいは低線量区域等々のこれ振り分けすると、もう20年、30年たっても帰れないところが当然あるわけです。そうした場合に、今後の雇用の創出も含めて、あるいはふるさとに戻りたいという非常に強い意識を持っている住民に対しても、何らかのやっぱり低線量区域にある程度集約する必要もあるのではないかと。それに加えて低線量区域であれば、優良企業も進出することも十分にあり得ると。それにはやはり垣根を越えないと、これを取り除かないとなかなか難しいのかなということで、そういう発想の中で私は合併持論を展開してきました。今後もこれを機会にお互いに連携しながら、この問題についてはお互いに議論していきたいと思っています。今のいわき地区というかわりに、広野とか、線量の低いところに災害復興住宅等々を考えてはどうかということについても、当然その対象にはなるのかなと思っています。これは広野町長と

もその話はまだしていませんが、しようとは思っています。その考えはありました、企業の問題も含めて。ひとつこれについては前向きに検討していきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 4番。

○4番（安藤正純君） ぜひそれを成功させてもらえば、恐らく大熊、双葉の町民も、富岡いいことやっているなということの前例になると思うのです。ですから、ぜひとも頑張って、広野にリトル富岡つくってください。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 町長。

○町長（遠藤勝也君） できるだけ努力していきたいと思いますし、あとついでに申し上げますが、この間川内の役場に行きました。もう既に全職員が役場で仕事をしているという中で、全員に私は5日間あそこで同じ災対本部を設置してお互いに災害対策対応しましたので、全職員集まってもらって、御礼を兼ねて激励しに行つてきました。そうしたら町長、富岡町民を受け入れるから、ぜひ川内さんもまとめて土地提供するから来てくれないかと、井出課長から言われたので、大変心強く思いました。そういういろいろな話もありますので、これは決して具体的な話ではありませんが、そういう要請、要望もありますので、しっかりと今後考えてていきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） あとありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） それでは、お諮りいたします。

国の区域見直し方針に係る対応は、災害対策本部の考え方同意し、ともに国に強く要望していくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、国の区域見直し方針に係る対応については、そのように決します。

次に、付議事件2、その他についてを議題といたします。

執行部からございますか。

都市整備課課長補佐。

○都市整備課長補佐（竹原信也君） 皆さん、資料のほうに4巡目の一時帰宅というのがついているかと思います。こちらについてご説明させていただきたいと思います。

3巡目に関しては、皆様のご理解とご協力をもちまして、無事終了することができました。厚く御礼申し上げます。4巡目に関しては、3巡目に引き続きおくれてしまったのですけれども、本日より国の方でコールセンターを立ち上げまして、一時帰宅の受け付け事務を行うということになっております。実質一時帰宅の現地に入るのは、19日からということになっております。今回の大きな変更点でございますけれども、3巡目と比べまして4巡目につきましては、まず受け付け事務が町の方から国の方が主体となって受け付け事務を行うというところが大きく違います。あと受け付け事務の方も電話による予約という形になっております。広報の方にも4巡目の開始ということで、町民の皆様の方には送らせていただきましたが、国の方からコールセンターの方から4巡目の全日程をつけた案内文書が本日あたりまで届くかなと考えております。資料の後ろの方にA3のほうでつけていたのですけれども、これ白黒で申しわけなかったのですけれども、これと同じやつが皆様の方に全日程ということで、町民の方々の方には届く予定になっております。この中で、自分の入りたい日を希望しまして、添付されている電話番号の方へ電話していただきまして、コールセンターの方に電話していただきまして、予約を入れるという形になります。名簿に関しては、住登外の方もいらっしゃいます。家だけ持っている方もいらっしゃいます。そういう方につきましても、町の方としましては、コールセンターの方に登録させてありますので行くと思いますが、なかなか届かない方につきましては、名簿管理の方は実際に一時帰宅班の方でやっていますので、もしそういうご紹介がありましたら申しわけないですけれども、一時帰宅班の方に問い合わせていただけるようお願いしたいと思います。その名簿をもとに、皆様の方へ町民の方々の方へ予定表というか、日程表を送らせていただきまして、町民の方々が直接コールセンターの方に電話するという形で今回なっております。

あともう一点、大きな違いですけれども、3巡目までは1回の車による立ち入り

時間なのですけれども、4時間までということになっていましたが、今回から受け付け9時から夕方4時までの間であれば5時間を最大とするということが1点変わっております。こちらのほうが4時間から5時間という変更点がございます。その他今回もそうなのですけれども、登録した者であれば、町外のお墓参り等もできるということになりますので、火の取り扱いには十分町民の方に気をつけていただくように案内したいと考えております。4巡目の一時帰宅が本日は午後1時から電話による受け付けが開始されますということで、大変遅くなりましたが、この最終決定を見たのが4月27日の国と町との協議によって最終決定を見たもので、この時期となってしまいました。済みませんです。あと4巡目につきましては、皆様方のご協力とご理解をいただき、無事完了したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。これについては説明だけでよろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） それでは、皆さんからその他ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） なければ以上をもちまして本日の全員協議会を終了いたします。

執行部の皆さん、傍聴、報道関係の皆さんは、ご退席をお願いします。お疲れさまでした。

なお、議員の皆さんにお伝えいたします。

事務局から連絡事項がありますので、そのままお待ちください。

暫時休議をします。

休議 (午前11時58分)

再開 (正午)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開をいたします。

事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○事務局長（角 政実君） お疲れさまでございます。私のほうから2点ばかりちょっとご報告、ご連絡申し上げさせていただきます。

まず、1点目でございますが、過日議会全員協議会の中で、国の関係機関に対しての緊急要望事項、要望をまとめて要望活動をしようというお話ございましたので、事務局としまして、お手元の資料1ページ、2ページ、3ページまでまとめさせていただきました。これについては、本日町のほうから避難指示区域再編に係る方針が示されました。これを含めない考え方でちょっとときのうの段階でまとめてありますので、ご理解いただきたいと思います。これについては、皆さん一度お持ち帰りいただいて、これはこうでないか、ああでないかということでちょっとご指摘いただければありがたいのかなというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

次に、4ページでございますが、私ども職員OBの林政裕さんからちょっと提言がございました。これは、ただいま全損、財物の全損扱いに対する考え方の提言で、宣言の内容でございます。町でも議案として上げ、議会のほうでも発議として全損宣言、帰還の意思決定をされてはいかがかというような内容でございます。これについてもご一読いただければありがたいのかなというふうに考えております。あくまでもこれは富岡町長あてに来た文書でございますが、議会関係の内容にも触れておりますので、町長から議会の皆さんに目を通していただくようにということでお渡しいただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございます。

これについては、ただいま事務局長が申されたとおり、目を通して後日これについても要望事項の要約、まとめの中に入れたいと思いますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

〔「その前に確認だけ」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塙野芳美君） まず3ページの中で、いわき市内、郡山市内ということだけれども、前の町長の話だと、それに富岡の南部の線量の低いところというのがあったはずだということが1つと、4ページ、これ町長に出したものはそれで構わないのですけれども、何だというこの文書の意味がタイトルがないのです。こういうものを正式に出すのであれば、提案書でも何でもいいから、正式なものとしてちゃんと出したほうがいいと思うので、その2点。

○議長（宮本皓一君） 事務局長。

○事務局長（角政実君） 大変申しわけありません。私としましても、今回資料を一応目に触れていただくという考え方でございまして、これを後ほどどうするか、ああするかというのは、次の皆さんで討議いただければありがたいのかなというふうに考えておりましたので、ちょっとそこまで深く考えないで示させていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 皆さんからありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） それでは、以上で終了したいと思います。

ご苦労さまでした。

閉会 (午後 零時04分)